

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県別府市長

公表日

令和7年9月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2)精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 (3)精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 (4)氏名を変更したとき, 若しくは居住地を移したときの届出の受理, その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (5)障害等級の変更の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (6)精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	1 MCWEL障がい者福祉V2 2 宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1の14の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1251 e-mail:gen-ga@city.beppu.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民福祉部 障害福祉課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1413 e-mail:haw-hw@city.beppu.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っているため。 また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としているため。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、研修を実施している。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生しないよう、防止策等の周知や、必要な点検等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1MCWEL障がい者福祉V2 2統合宛名システム	1MCWEL障がい者福祉V2 2宛名システム	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(システム名称の統一)
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健部 障害福祉課	福祉共生部 障害福祉課	事後	再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルを取り扱いに関する問い合わせ連絡先	福祉保健部 障害福祉課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 Tel: 0977-21-1413 e-mail: haw-hw@city.beppu.lg.jp	福祉共生部 障害福祉課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 Tel: 0977-21-1413 e-mail: haw-hw@city.beppu.lg.jp	事後	再実施
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	再実施
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	再実施
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉共生部 障害福祉課	市民福祉部 障害福祉課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	福祉共生部 障害福祉課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 Tel: 0977-21-1413 e-mail: haw-hw@city.beppu.lg.jp	市民福祉部 障害福祉課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 Tel: 0977-21-1413 e-mail: haw-hw@city.beppu.lg.jp	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和7年9月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	再実施
令和7年9月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	再実施
令和7年9月3日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である 【判断の根拠】 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っているため。 また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としているため。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への移行)
令和7年9月3日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か	記載なし	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 【判断の根拠】 毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、研修を実施している。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事業が発生しないよう、防止策等の周知や、必要な点検等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への移行)